

質問回答書（2回目）

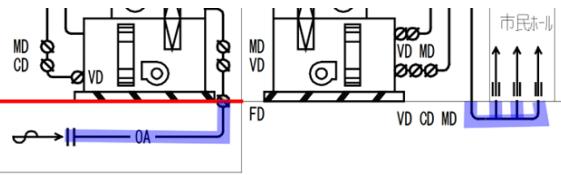
令和8年2月2日

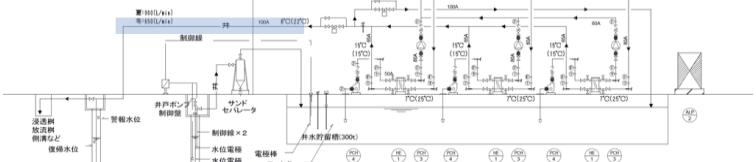
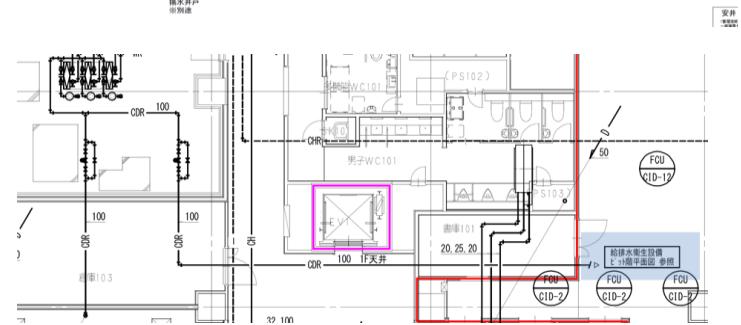
那須塩原市長 渡辺 美知太郎

番号	I	2	5	I	0	0
工事名	那須塩原市新庁舎建設工事					
No.	ページ数・該当箇所	質問事項				回答
(特記仕様書等)						
1	I/19受領 質疑回答No.9、No.10	フローリングについて、材料支給内容はフローリングのみとし、下地材（耐水合板とボリスチレンフォーム）は支給外と考えて宜しいでしょうか。御指示下さい。	材料支給内容はフローリングのみであるため、下地材を本体工事に見込んでください。なお、詳細は、フローリング断面詳細参考図を参照してください。			
2	GEN-14、16-01 07_前回公告からの変更点	特記事項 別途工事の内容について。土壤汚染調査対策費について記載が無くなりましたが、残土処理に伴う土壤調査程度(GEN-14)と考え、土壤汚染調査は不要と考えて宜しいでしょうか。御指示下さい。	本工事で土壤汚染調査は不要です。 ただし、残土を指定受入地に搬出する際は、GEN-14「特記仕様書（共通I）」 16発生材の処理等に記載のとおり、運搬前に残土処理に伴う土壤調査が必要となります。			
3	同上	上記について、土壤汚染調査対策費を見込む場合、調査内容の詳細（調査方法、汚染物質の種類等）をご指示下さい。また、対策費については調査結果・対策内容が不明な為、別途と考えて宜しいでしょうか。御指示下さい。	本工事で土壤汚染調査は不要です。			
4	GEN-16-01	特記事項 別途工事の内容について。近隣対策費（電波障害等）については、対策内容が不明な為、別途と考えて宜しいでしょうか。御指示下さい。	現場管理費の積み上げ費用として電波障害対策費を10か所分を計上しています。対策内容としては、電波障害が生じる可能性がある建物の調査、アンテナの調整、高性能アンテナへの交換費用、報告書作成費用となります。			
5	GEN-17	特記仕様書（建築I）で、屋上自隠しパネル支持の柱の用いる耐火塗料は、エスケー化研「タイカコートHS」同等とする記載がございますが、該当箇所以外はエスケー化研「タイカコート」同等と考えて宜しいでしょうか。御指示下さい。	お見込みのとおりです。			
6	GEN-26	GEN-26 特記仕様書（空気調和設備）-機器設備-機器仕様にて「下記の機器は製造者標準仕様」と記載がございますが「下記」に該当する機器の記載がありません。 そのため、機器仕様は、国土交通省が定める「公共建築工事標準仕様」と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和7年版」によるものとしてください。			
(建築)						
7	A-01-02	仕上表において、2階SWの壁・天井に鋼板と記載されておりますが、ユニットシャワーのことと考えてよろしいでしょうか。御指示下さい。	お見込みのとおりです。 A-01-02「仕上表(I)」のSW1~4（シャワー室）の壁及び天井に記載の鋼板は、ユニットシャワーを構成するパネル材を示します。			
8	A-01-02	仕上表において、1階カフェの天井に木毛セメント板が追記されておりますが、下記項目について御指示下さい。 ●厚み ●参考メーカー名・品番がございましたら御指示下さい ●スラブ底に直貼と考えてよろしいでしょうか	I階カフェの天井は別途工事のため、直天（屋根の裏が露出）となっています。A-01-02「仕上げ表(I)」の「カフェ 天井 木毛セメント板」の表記は、カフェの屋根の野地板である木毛セメント板が内部に露出するため、天井仕上げとして「木毛セメント板」という記載をしています。カフェの屋根の構成は、A-16-02「屋根詳細図(2)」を参照してください。			
9	GEN-16-02 A-01-02	カフェの天井仕上について、工事区分表(2)と仕上表で下記のように相違しております。仕上表を正と考えてよろしいでしょうか。御指示下さい。 ○仕上表(I)：木毛セメント板 ×工事区分表(2)：なし	お見込みのとおりです。 質問書No.8の回答を参照してください。			
10	A-01-04	仕上表において、共通書庫の床にモルタルが追記されておりますが、書架レールのある書庫201・202・301以外にもモルタルを見込むと考えてよろしいでしょうか。御指示下さい。	埋込書架レールのある書庫201・301にのみモルタルを見込むことします。埋め込みレールを設置する場合は、SL=FL-50とする必要がありますが、書庫201のSL=FL-100、書庫202のSL=FL-50となっており、S-105「【庁舎】2階床梁伏図」の表記に誤りがあります。書庫201のSL=FL-50、書庫202のSL=FL-100が正となります。詳細は、差し替え図S-105「【庁舎】2階床梁伏図」を参照してください。			

11	A-03-03 07_前回公告からの変更点	アルミ縦樋の径について、07_前回公告からの変更点について(P2)で、「φ100、125、150、200から一般的なアルミ製縦樋の径φ89、114、140、165に修正しました。」と記載がございますが、平面図凡例では、「RP1:φ140、RP2:φ114、RP3:φ165、RP4:φ216」となっており相違しております。平面図凡例を正と考えてよろしいでしょうか。御指示下さい。	「07_前回公告からの変更点について」の記載が誤りとなります。 A-03-03「平面図1階（庁舎）」の縦樋（アルミ）の凡例「RP:140φ、RP2:114φ、RP3:165φ、RP4:216φ」を正としてください。また、Y5通りX9-X10間、X11-X12間の縦樋及びX8通りY6-Y7間の犬走り側溝に表記漏れがありましたので図面を修正しました。差し替え図A-03-03「平面図1階（庁舎）」を参照してください。
12	A-06-03 A-15-01	耐火間仕切LW3（Sウォール）について、LW3片と記載のあるものはGB-F二枚張り片面、LW3の場合はGB-F21+21（両面）の記載となっておりますが、下図赤枠内のような凡例LW3（ボード両面張）で間仕切表現が片面ボードの場合、凡例LW3（ボード両面張）を優先すると考えてよろしいでしょうか。 また、LW3片の凡例が図面上で見当たらないため、該当範囲を御指示下さい。	お見込みのとおりです。 御質問の赤枠内箇所の「LW3」は、A-15-01「部分詳細図（共通詳細図）」の「LW3」の凡例としてください。また、A-18-02「階段詳細図(1)」及びA-18-03「階段詳細図（2）」に「LW3片」と表記がありますが、同様に誤りであるため、「LW3」と読み替えてください。なお、図面上の壁表現が片面のみであった場合は、「LW3」を優先することとします。 「LW3片」の該当箇所については、差し替え図A-31-01「車庫棟 平面図 ピット・1階」となります。
13	A-06-07	1階子育てスペースの壁コーナーガード（フクビ化学工業 不燃アール同等品）について、H寸法は天井高さと考えてよろしいでしょうか。御指示下さい。	お見込みのとおりです。 壁コーナーガード（フクビ化学工業 不燃アール同等品）のH寸法は、天井高さCH=3,600とします。 差し替え図A-06-07「平面詳細図（7）1階⑦」を参照してください。
14	A-06-11 07_前回公告からの変更点	07_前回公告からの変更点について(P3)で、階①の鉄骨柱に耐火塗料を明記しましたと記載されておりますが、図面に明記されておりません。下記鉄骨柱に耐火塗料が必要と考えてよろしいでしょうか。御指示下さい。 ● X' 1通/Y 15通 ● X' 2通/Y 15通 ● X 2通/Y 13通 ● X 2通/Y 14通 ● X 2通/Y 15通	耐火塗料が必要な柱を差し替え図A-06-11「平面詳細図（11）1階①」に示しましたので参照してください。
15	A-06-22 07_前回公告からの変更点	07_前回公告からの変更点について(P3)について、「【庁舎】3階洗面更衣室（男）（女）の壁仕上げについて、仕上表（2）で記載の水廻り：メラミン不燃化粧板の範囲を明示しました。」とありますが、範囲が見受けられません。前回公告時の質疑回答No.86に倣い、洗面カウンター上部と考えて宜しいでしょうか。御指示下さい。	A-06-22「平面詳細図（22）3階③」に示すとおり、「LW2片」と記載のある壁がメラミン不燃化粧板の範囲となります。なお、壁の詳細は、A15-01「部分詳細図（共通詳細図）」を参照してください。

		<p>4階平面詳細図②において、議場の下記範囲に階段が追加されておりますが、下記項目について御指示下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●仕上下地は鋼製床図に倣うと考えてよろしいでしょうか。 ●鉄骨階段の場合、ササラ・踏板の鋼材及び接合詳細 ●階段入口のF L±0の床仕上は、議場に倣いタイルカーペットCと考えてよろしいでしょうか。 ●チェーン手摺の仕様 	<ul style="list-style-type: none"> ●仕上下地は鋼製床図に倣うと考えてよろしいでしょうか。 →お見込みのとおりです。A-20-04「鋼製床図」を参照してください。 ●鉄骨階段の場合、ササラ・踏板の鋼材及び接合詳細 →同上で階段鉄骨ではなく、鋼製床となりますので、A-20-04「鋼製床図」を参照してください。 ●階段入口のF L±0の床仕上は、議場に倣いタイルカーペットCと考えてよろしいでしょうか。 →お見込みのとおりです。 ●チェーン手摺の仕様 →西側乾式壁（親子席間仕切り壁）と東側腰壁（議場と傍聴席を仕切る腰壁）にステンレス製の丸型フックを留め付け、その間にステンレス製チェーンを掛ける仕様です。なお、チェーンの端部はカラビナフックとし、取り外しができるものとします。
16	A-06-27		
17	A-31-01	<p>車庫棟の防災倉庫・資材置き場、車庫間の壁種別にLW8と記載されていますが、LW8の詳細図が見受けられません。前回公告時LW3(片)と考えて宜しいでしょうか。御指示下さい。</p>	<p>お見込みのとおりです。 A-31-01「車庫棟 平面図 ピット・I階」に記載の「LW8」は誤りとし、「LW3片」となります。 差し替え図A-31-01「車庫棟 平面図 ピット・I階」を参照してください。</p>
(構造)			
18	A-06-01～A-06-30 S-136 S-104～107	<p>各階平面詳細図で、E V廻りのRC壁にRC150と追記されておりますが、壁リストに記載されておりません。また、各階伏図では特記なき限りW18と記載されており相違しております。各階平面詳細図を正とし、壁厚150と考えてよろしいでしょうか。 その場合、配筋要領はW18に倣うと考えてよろしいでしょうか。御指示下さい。</p>	<p>壁厚は、RC150です。S-104「【庁舎】1階床梁伏図」からS-107「【庁舎】4・R1階床梁伏図」までの表記に誤りがありましたので、当該図面を差し替えます。また、配筋は、差し替え図S-136「【庁舎】鉄筋コンクリート部材リスト」のW15を参照してください。</p>
19	S-151～155 07_前回公告からの変更点	<p>07_前回公告からの変更点について(P19)で、b25・b26・b27について貫通リストを追加しましたと記載されておりますが、各階梁貫通伏図で追加個所が記載されておりません。階毎に追加となる箇所数を御指示下さい。</p>	<p>b25については、S-152「【庁舎】1階梁貫通伏図」のX2-X3間、Y1-Y2間のY方向b25に300φ1か所を記載しています。b26及びb27については、表記漏れがありましたので差し替え図S-152「【庁舎】1階梁貫通伏図」を参照してください。また、併せてS-151「【庁舎】梁貫通要領」及びS-210「【庁舎ゾーン】梁貫通伏図」の補強要領を修正しましたので差し替え図S-151「【庁舎】梁貫通要領」及びS-210「【庁舎ゾーン】梁貫通伏図」を参照してください。</p>
20	S-601 07_前回公告からの変更点	<p>07_前回公告からの変更点について(P20)で、【アプローチ部】構造図の柱C61柱脚アンカーボルトの材質をSS400に修正しましたと記載されておりますが、構造図ではABR400と記載されているため相違しております。構造図を正とし、アンカーボルトの材質はABR400と考えてよろしいでしょうか。御指示下さい。</p>	<p>お見込みのとおりです。 「07_前回公告からの変更点について」の記載が誤りであるため、S-601「【アプローチ部】構造図」のアンカーボルトの材質は、ABR400としてください。</p>

(機械設備)			
21	D-102	空調機の備考欄に「減震防止装置12」と記載があります。 機器表には防振材（上段）SP、絶縁効率（下段）ーと記載があり、ファンに防振装置を見込んでいます。 空調機全体の防振装置は必要でしょうか。	ファンのみの防振ではなく、空調機全体の減震防振対応が必要となります。そのため、D-102「空調換気設備 機器表（2）」備考欄のとおり、「減震防振装置」を設置してください。
22	D-201	免振ピット内のダクト材質は亜鉛鉄板製とし、保温は屋内隠蔽仕様のアルミガラスクロス仕上げと考えて宜しいでしょうか。 	お見込みのとおりです。 免震ピット内及び市民ホール床下のダクト材質は、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和7年版」の1.14.2.1による亜鉛鉄板製とし、保温は、屋内隠ぺい配管の仕様のアルミガラスクロス仕上げとしてください。
23	D-202～213	ガラリチャンバー廻りに塞ぎ板○○×○○の記載がございます。 塞ぎ板の仕様（材質等）および工事区分をご指示ください。	塞ぎ板の材質は、亜鉛鉄板製とし、板厚は、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和7年版」の1.14.3.5によるものとしてください。なお、工事区分は、機械設備工事とします。
24	D-301,GEN-26	GEN-26 空気調和設備 配管材料・仕様にて ドレン配管：SGP-白 加温給水配管：SGP-VB 冷温水配管：一般配管用ステンレス、FCU周り：ポリプロピレン管 井水配管：一般配管用ステンレス 冷媒配管：冷媒用断熱被覆銅管 ですが、ブライン配管（WS、WR）は配管系統図（D-301）より ブライン配管：SGP-黒と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ブライン配管（WS、WR）については、D-301「空調換気設備 配管系統図」のとおり、配管用炭素鋼钢管（黒）としてください。
25	D-302	ドレン配管の放流先について、注記で「ドレン管は管末トラップ取付、最寄雨水側溝へ放流する」とございますが、「免震ピットにある外周部側溝へ放流する」と考えて宜しいでしょうか。 ※詳細は、「【参考資料】ドレン放流先について」をご確認ください。	お見込みのとおりです。 D-302「空調換気設備 1階配管平面図（1）」からD-313「空調換気設備 R階配管平面図」までに記載の注記※6「ドレン管は管末トラップ取付、最寄雨水側溝へ放流する」は、「ドレン配管は、管末にトラップを取り付けの上、免震ピット外周部側溝に放流する」としてください。
26	D-302～313, GEN-26	----- D-302～313配管図の点線は、特記なき限り二重床内配管を示すと注記があります。 保温の仕様は、GEN-26より天井隠蔽仕様とし ピット内の記載があるものは、床下・暗渠内配管仕様と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 二重床内配管の保温材は、GEN-26「特記仕様書（空気調和設備）」の屋内隠ぺい配管の仕様とし、ピット内と記載があるものは、床下・暗渠内配管の仕様とします。

	D-401井水利用設備に記載されている還元井戸までの配管についてはD-302空調配管図に記載されているCDR100Aとして、給排水衛生設備ヒット階平面図参照までを見込むものとして宜しいでしょうか。（以降は衛生設備工事）	<p>D-401「井水利用設備 系統図」に記載の還元井戸までの配管は、D-302「空調換気設備 1階配管平面図（I）」に記載のCDR100Aとし、C-105「給排水衛生設備 ヒット階平面図」参照までを見込むものとしてください。また、接続部にはバルブを設置してください。なお、詳細は、差し替え図C-105「空調換気設備 1階配管平面図（I）」及びD-302「空調換気設備 1階配管平面図（I）」を参照してください。</p>
27	D-302,D-401	 
28	D-000~003	<p>05_D_空調設備図面一式のD-000~003図については、シックハウス換気の給気、排気経路を示した図であるため、ダクトと重複しますので拾いには含めないものと考えて宜しいでしょうか。</p> <p>お見込みのとおりです。 なお、D-000「シックハウス換気1階平面図」からD-003「シックハウス換気4階平面図」までは、シックハウス換気の給気、排気経路を示したもので参考として添付しています。</p>